

三重県内の酒類販売事業者等の事業継続を支援します！

三重県酒類販売事業者等支援金(10月分)

三重県リバウンド阻止重点期間による、飲食店への時短要請の影響により、売上が減少した県内の酒類販売事業者等を対象に、支援金を支給します。

1 対象事業者

酒類販売事業者等

(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

2 主な支給要件

- (1) 令和3年9月30日以前に、**酒類製造免許、酒類販売業免許**のいずれかを取得し、事業を営んでいること
 - (2) **令和3年10月において、営業を行っていること**
 - (3) 令和3年10月の売上が前年又は前々年同月比で**30%以上減少**していること
 - (4) **売上減少率50%以上の場合、国の月次支援金の給付決定を受けていること**
- ※ただし、時短要請等協力金、地域経済応援支援金との併給は不可。

売上減少率50%以上の場合には、国の月次支援金の給付決定を受けていることが必要です。

「月次支援金」ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html
「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

3 支給金額

1事業者あたり以下の額を**上限**に、売上減少額(※)を支給

中小法人等：20万円 / **個人事業者等：10万円**

※売上減少率が50%以上の場合、国の月次支援金の給付額を控除した額

4 申請受付

令和3年**11月5日(金)**から令和4年**1月14日(金)**まで(消印有効)

〒514-8799

※郵送のみ受付

津中央郵便局留 三重県酒類販売事業者等支援金 事務局 宛

※ 封筒オモテ面に「**申請書在中(10月分)**」とご記載ください

※支援金に関するお問い合わせ先は、裏面をご参照ください。

5 申請に必要な書類

- 三重県HPに掲載している申請要項を必ず熟読のうえ、必要書類を整え提出してください
- 申請には、申請要項に定める申請書、誓約書等のほかに、次の書類が必要です

① 国の月次支援金の給付通知書(はがき)の写し	<売上減少率50%以上の場合のみ> 令和3年10月の給付通知書の写し ※紛失した場合、「国の月次支援金のマイページの写し」
② 売上台帳等の写し	令和3年10月の売上額のわかる売上台帳等の写し
③ 確定申告書の写し	令和元年分および令和2年分の「法人税の申告書(別表一)」「法人事業概況説明書」(法人)、「所得税の申告書B(第一表)」「所得税青色申告決算書(1, 2ページ)」(個人)の写し
④ 本人確認ができる書類 又は履歴事項全部証明書	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの(個人) 履歴事項全部証明書(法人) 等
⑤ 通帳の写し	通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページ

※提出する必要はありませんが、三重県等による要請の影響を受けた事業者と継続的な取引関係があることを示す帳簿書類、通帳等を【保存書類】として電磁的記録等により7年間保存する必要があります。

③④⑤については、8・9月分を申請された方で、既に同じ書類を提出している場合は、書類の提出を省略することができます。

※ このほかにも申請書類が追加で必要な場合がありますので、申請の際には必ず三重県HPの申請要項をご確認ください

6 申請要項等の入手方法

次のいずれかの方法で入手してください

① 三重県庁のホームページからダウンロード

(https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00029.htm)

三重県 酒類 支援金

検索



② 郵送にて請求(請求先)

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛 ※令和4年1月7日(金)到着分まで

※ 封筒オモテ面に「資料請求(10月分)」とご記載ください

※ 返信先を記入し、390円分の切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください

※ 料金が不足する場合、返信できませんので、ご注意ください

7 三重県酒類販売事業者等支援金 相談窓口

本支援金に関するご質問等は、次の相談窓口にお問い合わせください

電話番号: 059-224-2838

受付時間: 9時から17時

開設期間: 令和4年1月21日(金)まで ※土日祝、12月29日~1月3日を除く